

香美市地域公共交通活性化協議会の次年度改組について

経過

現在、法定協議会である香美市地域公共交通活性化協議会を条例で設置し、香美市地域公共交通計画を令和5年度中に策定するよう協議を行っています。令和5年度に本格的に協議を行うにあたり、その事業費に国の地域公共交通計画調査事業の補助金を活用するためには、本協議会が事業者との委託契約の主体となる必要があります。現在、市長の付属機関となっており、協議会が契約主体となることができない事から、条例を廃止して、令和5年度からは条例設置の協議会から引き継ぐ形で独立した団体として、新たに要綱を定めて改組することとなります。

改組のポイント

内容	令和4年度（改組前）	令和5年度以降（改組後）
根拠	設置条例（市議会議決）	要綱（協議会議決）
会計・監査	香美市一般会計内での処理	独立会計・委員2名による監査 協議会の中で予算審査・決算報告
事業契約	香美市長名義契約	協議会会長名義契約

協議会の設置目的、委員選任（香美市長が選任）、委員の任期期間、議事進行方法、事務局組織体制、委員報酬・費用弁償額 等については、改組前後で大きな変更はありません。